

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞ 利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2024年4月改定	2025年2月改定
1(1)①	①契約者の代表者（以下、「理事長」といいます）が契約者の理事のうち後記③に記載する承認または否認を行う権限を有する者（以下、「担当理事」といいます）を登録等する機能（以下、「理事管理機能」といいます）	①契約者の代表者（以下、「理事長」といいます）が契約者の理事のうち後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する者（以下、「担当理事」といいます）の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等（以下、併せて「登録等」といいます）を行う機能（以下、「理事管理機能」といいます）
1(1)②	②契約者の理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能（以下、「理事長交代機能」といいます）	②理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能（以下、「理事長交代機能」といいます）
1(1)	—	ただし、管理会社が管理会社側サービスの利用の申込に当たり、契約者において本サービスにおける支払機能（支払等承認機能、データ伝送サービスおよびクイックレポートサービスを意味します。）を利用しないとする指定を当行所定の方法により行った場合には、契約者は、本サービスのうち理事管理機能（ただし、同機能により登録等を行うことができる担当理事の権限は Web 通帳を閲覧する権限に限られます）及び理事長交代機能のみを利用することができるものとします。
1(2)②	②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授權 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払	②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授權 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払

<p>事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる総合振込データの作成権限を含みます）を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。</p> <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>	<p>事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる総合振込データの作成権限、パスワード初期化機能（e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞管理会社側サービス利用規定（以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます）1.(1)⑤に定義します）の利用による理事長または理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限、ログインID通知機能（管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑤に定義します）の利用による理事長または理事のログインID通知の当行に対する申請権限ならびに組合新規申込 Web 入力機能（管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑦に定義します）の利用による本サービス申込書（後記 2.(1)に定義します）の記載事項のうち当行所定の範囲の入力および印刷の実施権限を含みます）を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。</p> <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>
---	--

2(1)	<p>本サービスを利用するためには、「e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」による申込その他の当行所定の手続（以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます）が必要です。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断に何ら異義を述べないものとします。本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合には、当行は、正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。</p>	<p>本サービスを利用するためには、「e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」その他の当行所定の様式の申込書（以下、「本サービス申込書」といいます）による申込その他の当行所定の手続（以下、併せて「本サービス申込等手続」といいます）が必要です。なお、本サービス申込等手続を行うに当たり、管理会社による組合新規申込 Web 入力機能の利用により行うことができるものとします。この場合において、管理会社が契約者に代わり本サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により端末を用いて入力の上、当行所定の方法により理事長に当該入力後の本サービス申込書を連携したときは、当該理事長が占有・管理する端末の操作により、当該記載事項のうち追加的に入力を要する当行所定の範囲のものを当行所定の方法により入力した上、当該記載事項の入力内容全般を確認（修正する必要がある入力内容を修正することを含みます）することその他当行所定の手続を行うものとします。なお、管理会社による組合新規申込 Web 入力機能の利用により記載事項が入力された本サービス申込書が印刷され、理事長の届出印により押印された上、当行に交付された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に本サービス申込等手続を行ったものとみなされるものとします。当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本</p>
------	---	---

		<p>サービス申込等手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断に何ら異義を述べないものとします。</p> <p>本サービス申込等手続が当行所定の方法によりなされた場合には、当行は、正当な権限を有する者により適法かつ有効に本サービス申込等手続がなされたものと認めることができるものとし、契約者は、本サービス申込等手続後に行われた本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等について、正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。</p>
2(5)	<p>契約者は、本サービス申込等手続後に当行から付与される管理組合IDを自らの責任において管理の上、当行所定の方法により使用するものとします。</p>	<p>契約者は、本サービス申込等手続後に管理会社から付与される管理組合IDを自らの責任において管理の上、当行所定の方法により使用するものとします。</p>
3(3)④	<p>—</p>	<p>④理事長または担当理事は、管理会社に対し、パスワード初期化機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用した場合には、理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。また、理事長または担当理事は、管理会社に対し、ログインID通知機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事の口</p>

		<p>グイン ID を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、理事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知されます。</p>
4(1)①	<p>①理事管理機能の内容</p> <p>理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のログインパスワードの初期化等（以下、併せて「登録等」といいます）を行う機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。</p>	<p>①理事管理機能の内容</p> <p>理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、登録等（担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等）を行う機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。</p>
5(1)②	<p>②データ伝送依頼の方法</p> <p>契約者はデータ伝送依頼を以下の方法で行うものとします。</p> <p>ア. データ伝送依頼の承認</p> <p>承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、前記 4.(3)③に定める方法で支払等承認機能を利用することにより承認を行うことにより、データ伝送依頼を承認するものとします。</p>	<p>②データ伝送依頼の方法</p> <p>契約者はデータ伝送依頼を以下の方法で行うものとします。</p> <p>ア. データ伝送依頼の承認</p> <p>承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において前記4.(3)③に定める方法で支払等承認機能を利用することにより承認を行うことにより、データ伝送依頼を承認するものとします。</p>
8(2)⑤	<p>⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約書による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要と</p>	<p>⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約者による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要と</p>

	する相当の事由が生じた場合	する相当の事由が生じた場合
11(2)⑦	<p>イ. 契約者は、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において Web 通帳サービスを利用する権限を授権することができます。</p> <p>契約者は、管理会社による Web 通帳サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、契約者の理事長または 担当理事が占有・管理する端末による依頼に基づき Web 通帳サービスを利用したものと同様に扱うこと）ができるものとします。</p>	<p>イ. 契約者は、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において Web 通帳サービスを利用する権限を授権することができます。</p> <p>契約者は、管理会社による Web 通帳サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、理事長または担当理事が占有・管理する端末による依頼に基づき Web 通帳サービスを利用したものと同様に扱うこと）ができるものとします。</p>
11(2)⑧	<p>工. 契約者の理事長は、契約者の代理人としての管理会社が本人確認情報登録サービスを利用して窓口手続きを登録または変更するに当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、当該窓口手続きの登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行うものとします（疑義を避けるために付言しま</p>	<p>工. 理事長は、契約者の代理人としての管理会社が本人確認情報登録サービスを利用して窓口手続きを登録または変更するに当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、当該窓口手続きの登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行うものとします（疑義を避けるために付言しますと、契</p>

	すと、契約者の代理人としての管理会社による窓口事務者の登録または変更にかかる手続は、当該契約者の理事長が承認することをもって完了するものとします）。	約者の代理人としての管理会社による窓口事務者の登録または変更にかかる手続は、当該理事長が承認することをもって完了するものとします）。
--	--	--